

# 公益社団法人 東広島市観光協会会員規程

(適用)

第1条 この規程は、公益社団法人東広島市観光協会（以下、「協会」と呼ぶ。）の入会について、協会の定款第2章に規定することのほか以下のとおり定めるものとする。

(種別)

第2条 協会の会員は、定款第5条の定めのとおり以下の3種とする。

- (1) 正会員 第3条の条件を満たして入会した個人又は法人並びに団体
- (2) 賛助会員 協会の事業を賛助するために入会した個人又は法人並びに団体
- (3) 名誉会員 協会に功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

2 正会員もしくは賛助会員として入会を希望する各種団体、グループについての扱いは法人に準ずる。

3 総会及び臨時総会における議決権は、正会員のみが付与される。

一部改正〔平成26年3月11日〕

(資格)

第3条 協会の正会員として入会することができる者は、協会の目的に賛同する者、協会の賛助会員として入会することができる者は協会の事業を賛助しようとする者とする。

2 正会員は、個人にあつては協会の地区内に引き続き6箇月以上居住もしくは地域に関わる観光振興活動又はまちづくり活動を行っている者、法人にあつては協会の地区内に引き続き6カ月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する者とする。

3 前項の規定では、いずれも次の各号の一つ以上の該当を必要とする。

- (1) 観光振興・まちづくりに関する知識と経験を有する個人又は法人並びに団体
- (2) 観光振興・まちづくりに関する学識経験を有する研究者（個人・グループ）で、学士、修士又は博士の称号を有する者（観光論、観光研究、ツーリズム研究等）
- (3) その他、特に理事会の承認を得た場合の個人又は法人並びに団体

一部改正〔平成26年3月11日〕

(入会の手続)

第4条 協会の正会員若しくは賛助会員になろうとする者は、入会申込書（別紙様式第1号、別紙様式第2号）に、所定の事項をすべて記入し、署名又は記名して押印し、当該年度の定められた会費（別表第1）を添えて協会事務局に提出しなければならない。

2 正会員及び賛助会員は、総務部会の審査を経て理事会の承認を受けた後、所定の手続きを行って正式に入会できるものとする。

3 名誉会員は、正会員の1名以上の推薦を必要とし、総務部会が審査・判断して、ふさわしいと認めた場合に会長に対して総会での推薦を進言するものとする。

4 入会を認められた個人及び法人並びに団体には、会長名で本人又は法人並びに団体担当者に入会が通知（別紙様式第3号）される。

(入会基準)

第5条 次に掲げる者は協会の会員になることができない。また、次の各号のいずれかに該当する関係者を有することが判明した場合には、催告を要せず、入会を取り消すことができる。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人となっている個人。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織との関わりが認められる、若しくは疑われる個人及び法人。東広島市暴力団排除条例（平成23年10月1日施行）または広島県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した、もしくは疑われる個人及び法人並びに団体。
- (3) 前項を含む各法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの個人
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの個人
- (5) 入会することにより、協会の運営に著しく不利益をもたらすと理事会が判定する個人及び法人並びに団体

一部改正〔平成24年7月27日〕

一部改正〔平成26年3月11日〕

(入会金及び会費)

第6条 正会員及び賛助会員は、別表第1の額の入会金を収めなければならない。ただし、当該額を超えることを妨げない。

- 2 正会員及び賛助会員の会費は4月1日を基準日とし、年会費とする。
- 3 正会員及び賛助会員は、前項に規定される額を超えて会費を収めることができる。
- 4 入会した年度の会員期間が1年に満たないものの会費は、別表第1のとおりとする。
- 5 複数社（店舗）を営んでいる統括会社・事業所の会費は、別表第1のとおりとする。
- 6 正会員のうち、役員となった者の会費は別表第2のとおりとする。

一部改正〔平成22年10月1日〕

一部改正〔平成23年11月15日〕

一部改正〔平成26年3月11日〕

(入会金及び会費の免除)

第7条 賛助会員の入会金、名誉会員の入会金及び会費は免除する。ただし、自ら進んで入会金及び会費の当該額を納めることを妨げない。この場合の納入の時期・仕方等には定めを設けない。

(納入)

第8条 会員は入会金、会費及びその他必要に応じ協会から請求される負担金等について、通知された日から1カ月以内に本協会に納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、期限を定めて通知されたときは当該期限までに本協会事務局に納入しなければならない。

(退会)

第9条 正会員及び賛助会員並びに名誉会員は、別紙様式第4号により、会長に退会を申し出て、任意に退会することができる。

- 2 理事で退会しようとする者は、別紙様式第5号により、会長に退会を申し出て、任意に退会することができる。
- 3 前号の規定により退会しようとするものは、退会時までには会費の納入等所定の義務を完了しなければなら

らない。

(除名)

第10条 協会は、会員が次の各号の一に該当する場合には、除名することができる。この場合、その会員に対し、除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えるものとする。

- (1) 協会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会費を1年以上納入しないとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

附則 この規程は平成9年5月19日から施行する。

この改正規程は平成22年10月1日から施行する。

この改正規程は平成23年9月8日から施行する。

この改正規程は平成23年11月15日から施行する。

この改正規程は平成24年7月27日から施行する。

この改正規程は平成26年3月11日から施行する。

この改正規程は平成26年4月1日から施行する。

#### 別表第1 (第4条関係)

	適用		金額	備考
入会金	入会時に必要		10,000円	正会員のみ。現状は実施せず無料
年会費	在籍会員	4月～翌年3月	12,000円	月1,000円換算
	新規会員	加入月による	12,000円 ～1,000円	年度末までの残月による
	複数社(店舗) を持つ会員	代表社(店舗)年会費	12,000円	公式ホームページ無料掲載のサービス
各社(店舗)1社(店舗)につき		5,000円	公式ホームページ掲載料 ※賛助会員扱い	

※正会員及び賛助会員に適用する

## 公益社団法人 東広島市観光協会 入会申込書

当社（団体・グループ）は、公益社団法人 東広島市観光協会の定款及び会員規則に同意し、（正会員・賛助会員）になることを申し込みます。

申込日 令和 年 月 日

フリガナ			代表者の役職名・氏名
法人名 (商号又は名称) (個人会員は氏名)			代表取締役
設立年月日 (個人会員は生年月日)	明 大 昭 平	年 月 日	業種
本社住所 (個人会員は自宅住所)	〒 都 道 府 県		
事務所・店舗・ 営業所・工場・ 事業場所在地	〒 広島県 市		
T E L		F A X	
U R L		E メ ー ル	
フリガナ			
担当者氏名	職名		
直通 T E L		直通 F A X	
直通 E メール		携 帯 電 話	
会費納入方法	<input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 集金 <input type="checkbox"/> 自動振替 <input type="checkbox"/> 銀行振込		

## 【協会使用欄】

事務局受付	令和 年 日	
推薦者氏名		
総務部会審査	令和 年 日	承認・非承認
理 事 会	令和 年 日	承認・非承認
入会決定日	令和 年 日	正会員・賛助会員

※各種団体、グループはこの様式を使用する。

※複数店舗のご加入の場合は、別途申込用紙にご記入ください。

## 公益社団法人 東広島市観光協会 入会申込書（グループ店舗等）

公益社団法人東広島市観光協会の定款及び会員規則に同意し、グループ店舗等（事務所・店舗・営業所・工場・事業場等）を賛助会員扱いとして入会を申し込みます。

申込日 令和 年 月 日

### 代表者会員

フリガナ		代表者の役職名・氏名
法人名 (商号又は名称)		代表取締役

※店舗・支店・支社・営業所・事務所・工場・事業場等を賛助会員扱いとして入会し、協会公式ホームページに店舗情報等を掲載する場合は、こちらにご記入ください

フリガナ		責任者の役職名・氏名
店舗名等		
住所	〒 都 道 府 県	
T E L		F A X
U R L		E メール
フリガナ		
担当者氏名		職名
直通TEL		直通FAX
直通Eメール		携帯電話

### 【協会使用欄】

事務局受付	令和 年 月 日	
推薦者氏名		
総務部会審査	令和 年 月 日	承認・非承認
理事会	令和 年 月 日	承認・非承認
入会決定日	令和 年 月 日	正会員・賛助会員

東広島市観光発 号  
令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇 〇〇 〇〇 様

公益社団法人 東広島市観光協会  
会長 杉本 昇 ⑩

## 加入承諾書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付で申し込みのあった貴殿（社）の  
（正会員・賛助会員・名誉会員）加入を承認したので、ご通知いたします。  
なお、会費は次によりお振込みください。

入会金の額 〇円（現在は無料となっております）

会費の額 年額12,000円（名誉会員は無料です）

振込方法 持参・集金・自動振替

払込期日 令和 年 月 日

※ 恐れ入りますが、振込方法について、事務局までお知らせ願います。

東広島市西条中央7丁目23番35号  
東広島商工会議所会館2階  
公益社団法人東広島市観光協会 事務局  
TEL：082-420-0310 FAX：082-420-0329  
E-mail：office@hh-kanko.ne.jp



# 退会届

（理事用）

令和 年 月 日

公益社団法人東広島市観光協会 様

所在地

事業所名

代表者名

印

このたび、下記の理由により貴協会を退会いたします。

## 記

### 退会理由

- 1) 観光事業を廃止したとき。
- 2) 移転した場合。
- 3) その他任意に退会を申し出たとき  
（理由 ）

上記は、原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日  
東広島市西条中央7丁目23番35号  
公益社団法人東広島市観光協会  
会長 杉本 昇

印